美郷町一般廃棄物処理基本計画（第5次計画）概要版

1. 計画策定の趣旨と位置付け

美郷町一般廃棄物処理基本計画（第5次（中期）計画）（以下「本計画」という。）は、美郷町（以下「本町」という。）が廃棄物処理法第6条に基づき策定したものであり、国の法律・計画並びに島根県環境総合計画と整合したものである。本計画は、既定計画である「美郷町一般廃棄物処理基本計画（H29.3）」（以下「前期計画」という。）を継承する中期5年間における計画として位置づけるものである。

- 計画目標年度
  計画期間を 10 年間とし、計画目標年度を令和 13 年度とする。
- 基準年度
  基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定するための現状を示すものであり、本計画では令和2年度とする。
- 数値目標年度
  数値目標年度は、ごみ排出抑制目標等の中期的な目標年度であり、5年後の令和8年度とする。

ごみ処理基本計画

2. ごみ排出の現状

◆ １人１日当たり総ごみ排出量の推移

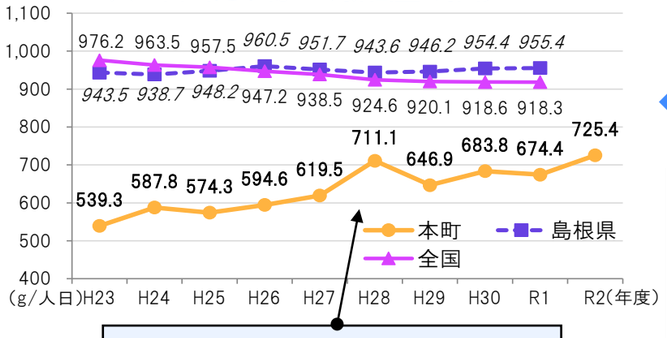

県・全国と比較し大幅に少
10 年間で 186.1ｇ/人・日 増

◆ 他市町との１人１日当たり総ごみ排出量の比較

（令和元年度実績）

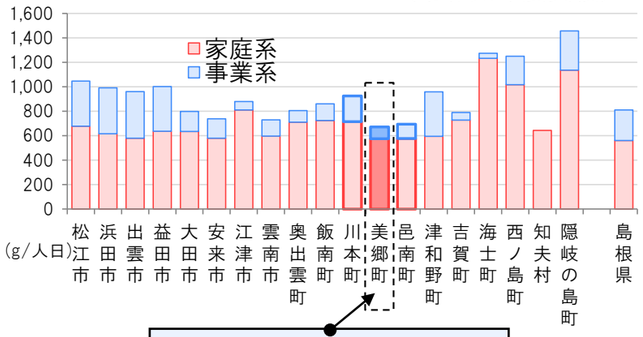

19 市町中　川本町 *11* 位
美郷町　２位
邑南町　３位

※昇順

◆ 他市町とのリサイクル率・最終処分率比較

（令和元年度実績）

	リサイクル率		最終処分率	
1位	雲南市	48.0%	松江市	2.7%
2位	美郷町	41.9%	安来市	2.7%
3位	邑南町	41.5%	江津市	4.3%
4位	川本町	37.0%	益田市	4.5%
5位	知夫村	35.5%	雲南市	5.4%
6位	松江市	26.9%	津和野町	6.7%
7位	津和野町	26.8%	浜田市	7.6%
8位	吉賀町	22.7%	飯南町	8.2%
9位	安来市	22.1%	吉賀町	8.7%
10位	浜田市	20.5%	邑南町	9.1%
11位	江津市	19.8%	川本町	9.2%
12位	益田市	19.6%	美郷町	9.6%
13位	飯南町	17.9%	知夫村	11.2%
14位	海士町	13.6%	出雲市	15.1%
15位	大田市	12.8%	大田市	16.7%
16位	出雲市	11.6%	西ノ島町	21.1%
17位	奥出雲町	9.0%	隠岐の島町	26.4%
18位	西ノ島町	7.1%	奥出雲町	26.5%
19位	隠岐の島町	5.6%	海士町	27.9%
	島根県	20.8%	島根県	8.8%

リサイクル率は他市町と比較して**上位**に位置。
最終処分率はおおよそ**中間**に位置

3. ごみ処理の課題

1. 排出に関する事項 …

排出抑制

排出量の多い収集可燃ごみを対象に食品ロス等によるごみ発生を抑制、収集資源ごみの分別徹底を実施し、排出抑制の推進が必要。事業者に対し独自の取組によるごみの減量化や資源化について指導していく必要がある。

分別徹底

家庭系収集可燃ごみ（令和2年度実績）は、第5次（前期）計画時目標値を達成。現状の排出量維持を目標に、引き続き可燃ごみとして排出されている資源物の分別徹底が必要である。

事業系ごみも同様に分別徹底を図り、事業者に対し独自の取組による資源化について指導していく必要がある。
独自の取組が困難な事業者等に関しては、家庭系ごみと同様の分別排出について指導していく必要がある。

社会動向への対応

食品ロスについて各国政府、日本の各自治体や企業で取り組みがなされており、組合でも削減体制を講ずる必要がある。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和3年6月に成立したことで、今後容器包装以外のプラスチック類の市町村による分別回収・再商品化する仕組みが設けられる。

2. 収集・運搬に関する事項 … 行政サービスの維持

高齢化社会で介護事業者等からごみ搬入増加が想定され、収集運搬許可制度の充実、安定化を図る必要がある。

3. 中間処理に関する事項 …

安全かつ適正処理が継続可能な可燃ごみ処理体制構築　リサイクル施設の再構築

可燃ごみ共同処理施設が令和4年4月より供用開始となり、川本町・美郷町・邑南町・大田市で共同処理を行う。
リサイクルプラザは処理対象物減少により、現状維持では財政負担増が懸念され、処理体制の再構築が必要。

4. 最終処分に関する事項 … 最終処分量の削減　最終処分場の適正管理

最終処分量（率）は他市町・県・全国平均よりやや多く、埋立物の有効利用、排出量削減等の検討が必要。
平成 31 年4月～令和4年3月まで最終処分場延命化工事を実施した。今後も適正な管理を実施する必要がある。

5. その他事項 … 災害時の廃棄物処理体制構築

可燃ごみ共同処理施設における処理、また広域的な処理等、発生する災害の規模に応じた処理体制構築が必要。

4. 前期計画目標値と本計画目標値

	令和2年度 実績	令和 13 年度 前期計画目標値	令和 13 年度 本計画目標値
家庭系収集可燃ごみ	313.0 g/人・日	375.0 g/人・日	313.0 g/人・日
家庭系収集資源ごみ	108.6 g/人・日	121.6 g/人・日	116.0 g/人・日
事業系可燃ごみ	0.32 t/日	0.34 t/日	0.33 t/日
リサイクル率	47.2 %	36.6 %	42.5 %
最終処分量	75 t/年	65 t/年	102 t/年

前期計画目標値 ： 前期計画策定当初は可燃ごみ共同処理施設の整備・稼働に合わせて焼却残渣の有効利用を行う予定であったが、焼却残渣（主灰）は最終処分場に埋め立てとなったため、リサイクル率は減少、最終処分量は増加と目標値にずれが生じている。

ごみ処理基本計画

5. ごみ処理の目標

家庭系収集可燃ごみ	現状の排出量を維持し、排出抑制6グラム、分別徹底 12 グラムの合計約 18 グラムの削減
家庭系収集資源ごみ	分別徹底により 12 グラムの増加
リサイクル目標	令和 13 年度において 42.5%に増加
最終処分目標	令和 13 年度において 102 トンに抑制

【家庭系収集可燃ごみ】

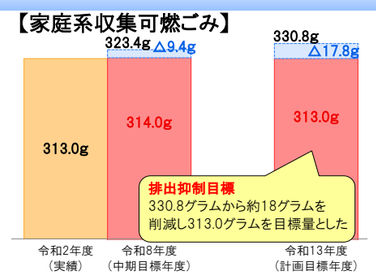

【家庭系収集資源ごみ】

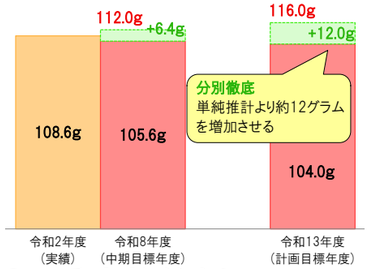

【リサイクル目標】

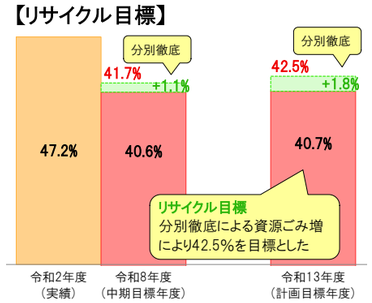

【最終処分目標】

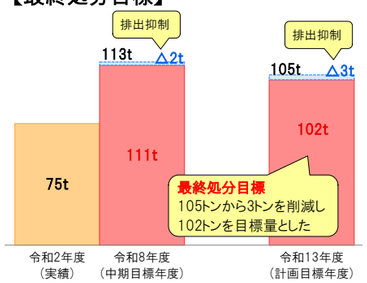

6. 重点施策例

1. 排出に関する事項

●住民・事業者意識の向上
- ごみ関連講習会の支援,推進
- ごみ関連情報提供,職員派遣
- 環境学習の充実

●ごみ減量推進・分別徹底チラシや広報による啓発
- 先進事例紹介
- ごみ減量方法及び正しいごみ分別情報の掲載

●助成制度の充実
- 助成事業の効果を検証
- コンポスト等利用率 UP 対策
- 助成事業の再開を検討

2. 収集・運搬に関する事項

●福祉向上のための収集サービス
収集サービス向上及び効率的な収集運搬を図る
↓
【検討】戸別収集の導入
また、介護者や介護団体への分別周知を実施

●事業系ごみの収集
収集サービス向上及び効率的な収集運搬を図る
↓
【協議・検討】事業系ごみ収集（定期収集）の導入

3. 中間処理に関する事項

●可燃ごみ共同処理施設の維持管理
【R4.4可燃ごみ共同処理施設　供用開始】
- 適正な維持・管理に努め、定期的な検査と計画的な補修を行い、安定的な処理を行う

●リサイクル関連施設等に関する整備計画
大型家電が処理対象外となり処理量減
小型家電の破砕で破砕機の負担増
↓
【検討】旧焼却施設解体後の跡地利用・リサイクル関連施設再整備・ストックヤード拡張等

4. リサイクルに関する事項

●分別徹底に関する広報・啓発等
- ごみ分別の重要性を示す啓発資料の作成
- チラシ,ポスター,広報誌等に掲載し周知
- 施設見学や出前講座の開催

5. 最終処分に関する事項

●最終処分場の維持管理
【H31.4～R4.3最終処分場　延命化工事】
- 処分場機能を適正に維持するため、定期的な検査や計画的補修を行い、安定的な処分を行う

生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

◆ 江の川河口部の水質状況

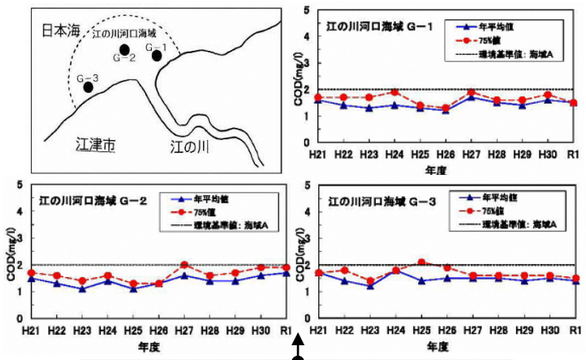

河口部の水質（海域なので COD）は、環境基準 2mg/L を満たしている

◆ 処理形態別人口の実績

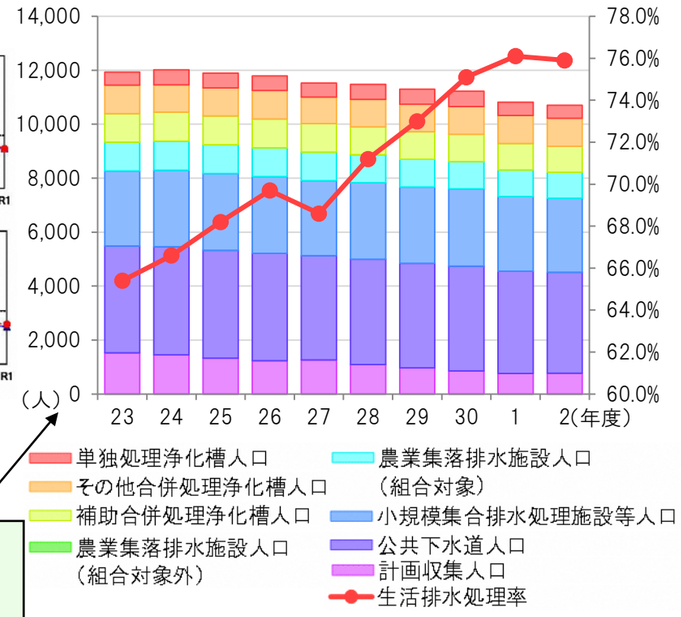

公共下水道人口,合併処理浄化槽人口 増
し尿処理人口 減　生活排水処理率 増

2. 生活排水処理の課題

1. 生活排水処理に関する事項 …

生活排水処理の向上
公共用水域への汚濁負荷低減のため、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設の整備及び適正処理、生活排水処理率の向上を図る必要がある。

生活排水処理対策の啓発
生活排水処理対策の効果・役割、台所・風呂等の発生減における汚濁負荷削減対策について啓発する必要がある。

し尿処理施設の再整備・運転管理
し尿処理場志谷苑について、再整備検討や、処理物性状・搬入量に応じた運転管理・処理システムの構築が必要。

し尿処理体制
し尿処理実績や処理体制の変更に柔軟に対応できる、し尿処理体制の構築が必要。

3. 生活排水処理の目標

	令和2年度 実績	令和8年度 中期目標年度	令和 13 年度 本計画目標年度
生活排水処理率	75.9 %	80.9 %	85.7 %
行政区域内人口	4,517 人	3,969 人	3,574 人
計画処理区域内人口	4,517 人	3,969 人	3,574 人
水洗化・生活雑排水処理人口	3,427 人	3,212 人	3,062 人

公共下水道（整備完了）・農業集落排水（整備完了）
整備事業完了施設への接続について広報等により啓発し、水洗化の普及を推進する。

合併処理浄化槽
合併処理浄化槽は個人設置型と市町村設置型であり、組合構成町により今後も継続した整備事業を実施する。
合併処理浄化槽の設置について広報を行うとともに、単独処理浄化槽からの転換を推進していく。